同窓会関連の個人情報の取り扱いについて

「主旨」

2005年４月の個人情報保護法の改正に伴い、5000件以上の個人情報を取得した場合　「通知」「公表」「本人同意」を含む個人情報措置が必要。

この法律は、企業が対象であるが、同窓会も個人情報を取り扱っているので共通認識　が必要なのではないか。

個人情報保護法の解釈と対応「関連の所のみ抜粋」

１．個人情報利用目的の特定・公表（第16条）

＊文書に利用目的を具体的に明示。通知する。

対策　「同窓会入会カード」　「同窓会名で発送する往復はがき」での利用目的明示。
例文――『ご記入いただいた連絡先は、同窓会や母校の行事案内に利用します。』

２．個人情報の適正管理、利用、第三者への提供(第20～23条）

個人データの漏洩、減失又は棄損の防止その他の安全管理のために必要かつ適正な処　置をしなければならない。

＊個人情報を閲覧できる人の限定

対策　事務局員（主に，非常勤職員１名）にお願いしている。

＊本人の同意を得ないで第三者に情報を提供してはならない

対策　卒業時に文書で了解を得ておく。特に，「クラス会等の準備のために、理事（幹事）による問い合わせには快く対応してほしい旨を伝えておく。」
これまでの卒業生に対しては、個々に了解を得ることは困難なため、総会などを利用し､個人情報の取り扱いは厳重に行っている旨を、インフォメーションする。

＊規定を作り運用する――対策－規約案参照

【持ち出し制限や移動時の取り決めをする】【申請、承認によって処理する】

対策　・個人データの持ち出しは同窓生と本学教職員に限る。（例外の場合は協議の上認めることもある。）個人情報の取り扱いは慎重に行い，漏洩等がないように安全管理を徹底する。
・個人データの持ち出しは許可制とし、本人確認の後承認する。

３．本人の権利と関与（第24～29条）

本人の求めに応じて、利用目的や保有個人データの通知・開示・訂正・利用停止を　行わなくてはならない。

＊本人確認の後、開示、訂正等を行う。

４．本人の権利への対応（第28～30条）

受付窓口、受付方法、本人確認の方法、手数料を定め、本人からの問い合わせに　対応する

３．４．の対策
対応窓口－同窓会事務局　受付方法－個人的な同窓会事務局への問い合わせは文書による開示・訂正を行う。その場合の本人確認は、公的な写真入りの証明書のコピーを同送してもらう。手数料－１件300円という例がある。

５．苦情の処理（第31条）

体制の整備、担当者の設置

対策　同窓会の体制としては、個人データの安全管理措置を講じるために規約をつくり、その規約に基づき運用している。苦情の処理は同窓会事務局が受けつける。

様式１

書類の 本人確認	承認印

福山市立女子短期大学
同窓会会長　上田　葉子　様　　年　　月　　日

同窓会個人データの取り扱いに関する願出書

願出者名			印		
卒業年度（　　）年私立		期生	科	コース	
（　　）年市立		期生	科	専攻	
連絡先 住所					
電話					
Email					

次のように同窓会保有個人データの取り扱いをお願いします。
（１から３のいずれかに○印を）

１．　保有個人データの開示をお願いします。

２．　保有個人データの訂正をお願いします。
　改正事項
　改姓
　住所変更
　その他の変更

３．　保有個人データの利用停止をお願いします。
　事由

事務処理日　　年　　月　　日

注　恐れ入りますが、本人確認のために、運転免許証、パスポート、保険証などの公　　的証明書のコピー（いずれか一部）もご一緒に提出ください。